

高萩市市民憲章推進協議会 専門部会要綱

(目的)

第1 高萩市市民憲章推進協議会会則第14条に定める専門部会（以下「部会」という。）についてはこの要綱の定めるところによる。

(名称)

第2 部会の名称は次のとおりとする。

- (1) 第1専門部会
- (2) 第2専門部会
- (3) 第3専門部会
- (4) 第4専門部会
- (5) 第5専門部会

(役員)

第3 部会の役員は次のとおりとする。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名

(役員を選出)

第4 部会長及び副部会長は、各部会において各部会員の中から互選する。

(役員職務)

第5 部会長は、協議会の業務を処理するとともに専門部会の会務を総理し、会議の議長となる。

2. 部会長は、部会における審議の経過及び活動状況等を取りまとめ役員会に報告しなければならない。
3. 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(役員任期)

第6 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。この場合役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(協議事項)

第8 部会の協議事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 事業の推進実践活動に関すること。
- (3) 各種関係団体及び機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他、部会長が必要と認めた事項。

(事務局)

第9 部会の配置及び分掌事務は、別表のとおりとする。

(補 則)

第10 この要綱に定めるもののほか部会の運営について必要な事項は部会長が定める。

(適用期日)

この要綱は、昭和57年5月6日から施行する。

この要綱は、平成6年7月6日から施行する。